

民事訴訟法 出題趣旨

第1期

例年どおり、特定の分野に偏することなく、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。いずれの問題も原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る内容であり、この点も例年と異ならない。

出題分野は、責問権の放棄、裁判官の忌避、当事者適格、弁論準備手続、弁論主義、証明の対象、証拠保全、確定判決の効力、共同訴訟の審理及び補助参加である。証拠保全の出題を意外に感じた受験生がいたかもしれないが、細かな知識がなくても、その制度趣旨さえ理解していれば、証拠保全の申立時期を訴え提起後に限るとの肢2の説明が誤りがあると容易に判断できたはずである。受験生には、手薄になりがちな分野であっても、手続の意義及び制度趣旨を確実に習得することを求めたい。

第2期

第1期試験と同様、幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題とした。出題分野は、裁判所、訴えの利益、訴訟上の代理、相殺の抗弁と重複起訴の禁止、当事者の欠席、証拠申出と証拠調べ、証人尋問、既判力の時的限界、弁論の分離・併合及び訴訟承継であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る問題である。

実務における判例の重要性は言うまでもないが、その学習は法的思考力を養う上で極めて重要である。問2及び問4では、選択肢の多くを判例百選の掲載判例を引用又は加工したものであり、受験生には、重要判例を丁寧に読み、深く考える習慣を形成してもらいたいとのメッセージを込めている。

第3期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期試験、第2期試験と同様である。出題分野は、裁判所、訴訟能力、訴え提起の方式、攻撃防御方法の提出時期、裁判上の自白、証拠、文書提出命令、自由心証主義、既判力及び独立当事者参加であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。

どの法分野にも、似た用語があるが、その差異を正確に把握することは重要である。問6は、証拠方法、証拠原因、間接証拠及び証拠力に関する知識を尋ねたものである。証拠能力の意義を証拠力のそれと混同する肢4が誤りで、これが正解肢である。このほかにも類似の用語があるので、受験生にはそれらの学習を求めたい。

第4期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期から第3期までの試験問題と同様である。出題分野は、移送、訴状の表示の訂正、形成の訴え、訴訟手続の進行、弁論の分離、証明責任、書証、既判力、訴訟上の和解、請求の併合であり、いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。

訴訟手続の進行に関する問4、書証に関する問7は、いずれも実務的な分野からの出題であり、受験生の普段の勉強が手薄だったためか、正答率が低かった。

なお、文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証謄本でなければならない(規則143条1項)。原本の存在及び成立に争いがなく、相手方が写しをもって原本の代用とすることに異議がない場合に、原本の提出に代えて写しを提出することが認められ、また、写しそのものを原本として提出することが許容されるに過ぎない。写しの提出をもって書証の申出とすることが全て許容されるのではなく(肢4は誤りである。)、このような扱いはあくまでも例外である。

第5期

幅広い分野から、基本的な知識ないし思考力を問う出題としたこと、第1期から第4期までの試験問題と同様である。出題分野は、当事者、訴訟要件、訴訟物、訴訟行為、弁論主義、自由心証主義、証人尋問、既判力の時的限界、併合請求及び補助参加である。いずれも原理原則や基礎的な知識を習得していれば、正解に達し得る設問である。

問5は、判例の要旨を記載した肢を示して弁論主義の理解を問うものである。肢4は、当事者がA B間の売買を主張する場合に、裁判所が甲代理人とB間の売買成立の認定を許容した最判昭和33年7月8日民集12巻11号1740頁(判例百選47番)をもとにするが、この判例には批判も少なくない。そのため肢には、弁論主義に反しない「との判例がある」と記載して注意喚起を図ったためか、他の設問に比べて正答率が低くはなかった。受験生には、原理原則、基礎的な知識及び重要判例の学習を期待したい。

刑事訴訟法 問題趣旨

第1期

刑事訴訟法の各分野から10問出題した。第1問は逮捕、第2問は捜査、第3問は搜索等に関する問題であり、捜査機関による逮捕、捜査、搜索差押等について刑事訴訟法の条文、基礎知識があれば容易に解答が可能である。

第4問は被告人の保釈に関する問題であり、被告人の身体拘束からの解放を実現する重要な権利であるので、出題した。また、第4問は弁護人の接見交通権に関する問題であり、被疑者・被告人の重要な権利であるので、出題した。

第6問は裁判員裁判に関する問題である。すでに制度として定着している裁判員裁判の概要を理解しているか確認するために出題した。第7問は公訴提起、第8問は証拠調べ手続に関する問題であり、公訴提起の際の訴因の明示等、証拠調べ手続の方式などについて、刑事訴訟法の条文、基礎知識を問うものである。

第9問は自白に関する問題であり、自白の任意性、証拠能力、信用性について問うものである。第10問は、伝聞法則の問題であり、その趣旨、適用場面に関する理解を問うものである。

刑事訴訟法は手続法であり、手続の流れの中で、裁判所・検察官・弁護人・被告人という当事者がいかなる関与をするか、いかなる権利・義務を有するか、などをきちんと理解することが必要である。本短答問題では、受験者が、刑事訴訟法の条文、趣旨、重要判例などの基本的問題を出題し、基本的事項をしっかりと理解しているかどうかを確認するために出題した。

第2期

刑事訴訟法の各分野から10問出題した。

第1問は刑事手続の担い手に関する問題である。刑事訴訟法の理解においては、刑事訴訟手続の流れの中で、司法警察職員・検察官・被告人・弁護人・裁判所等がいかなる関与をするか、いかなる権利・義務を有するか、などを把握していることが前提であることから、上記に関する基本的な事項について出題した。

第2問は逮捕、第3問は勾留、第4問は搜索差押え、第5問は取調べに関する問題であり、主に捜査機関の行う逮捕、勾留、搜索差押え、取調べ等に関する刑事訴訟法の規定等の基本的知識があれば解答が可能である。

第6問は任意処分と強制処分に関する最高裁判所の判例に関する問題であるが、いずれも上記事項に関する重要判例であり刑事訴訟法の基本的知識を問う問題である。

第7問は起訴状一本主義、第8問は証人尋問に関する問題であり、いずれも公訴、公判に

関する刑事訴訟法の条文や基本的判例の知識さえあれば解答が可能である。

第9問は自白法則、第10問は伝聞法則に関する問題で、いずれも証拠能力等に関わる問題であるが、いずれも自白法則や伝聞法則の基本的考え方（論理構造）さえ的確に理解していれば、容易に解答可能である。

刑事訴訟法の理解においては、まず刑事訴訟法や関係法の条文、その趣旨、重要判例などの基本的事項をきちんと理解していることが必要である。この点、受験生にとっては、本短答問題の一部は一見条文や判例の知識だけを確認しているように感じられるかもしれない。しかし、本短答問題は、その条文や判例の背景にある刑事訴訟法の基本原理や法則さえしっかり理解していれば、いずれも解答が可能な問題で、単なる知識より基本原理等から法的論理的思考を行える能力をも問うているのである。

第3期

刑事訴訟法の各分野から10問出題した。

第1問は職務質問・所持品検査、第2問は強制処分、第3問は捜査機関の行う身体検査、第4問は逮捕に伴う捜索・差押えに関する問題である。刑事訴訟法や警察官職務執行法の条文、主要判例、捜査実務について基礎知識があれば容易に解答が可能である。

第5問は公訴の提起に関する問題であり、公訴提起の方式、一罪の一部起訴、再起、公訴の取消について基礎的理解を問うている。第6問は訴因に関する問題であり、訴因の特定、訴因の予備的追加、訴因変更の可否について基礎的理解を問うている。

第7問は黙秘権の保障に関する問題であり、被疑者・被告人の重要な権利であるので、出題した。

第8問は証拠と証明に関する問題であり、挙証責任、立証の程度、前科証拠による犯人の同一性の証明について基礎的理解を問うている。第9問は自白に関する問題であり、自白の意義、自白法則、補強法則について基礎的理解を問うている。第10問は伝聞証拠に関する問題であり、刑事訴訟法の条文、主要判例について基礎知識があれば容易に解答が可能である。

第4期

刑事訴訟法の各分野から10問出題した。

第1問は捜査の端緒に関する問題である。刑事訴訟手続の流れの中で、捜査の端緒としての機能を持つ検視、告訴、自首及び職務質問の各制度に関する理解は必須であることから、上記に関する基本的な事項について出題した。

第2問は、強制処分である逮捕、捜索差押え及び通信傍受の令状請求権者の違いに関する問題である。権利侵害の程度、処分の緊急性等の違いにより同じ強制処分であっても要求さ

れている要件や手続が異なることを意識した法体系の全体像の理解ができているか、言い換えれば強制処分的基本的構造を問うている。

第3問は現行犯人逮捕、第4問は被疑者勾留と被告人勾留の相違、第5問は搜索差押えに関する問題であり、これらに関する刑事訴訟法の規定等の基本的知識があれば解答が可能な問題である。

第6問は任意処分と強制処分に関する法律の規定や判例に関する問題であるが、いずれも上記事項に関する刑事訴訟法の基本規定や最高裁判所の重要判例に関する基本的知識があれば回答可能な問題である。

第7問は訴因、第8問は厳格な証明、第10問は違法収集証拠排除法則に関する問題であり、いずれも公訴、証拠等に関する刑事訴訟法の条文や基本的判例の知識さえあれば解答が可能な問題である。

第9問は裁判員裁判に関する問題であるが、いずれも裁判員裁判の基本的事項に関する問題で刑事訴訟手続を学ぶ者には必須な知識を問う問題である。

刑事訴訟法の理解においては、まず刑事訴訟法や関係法の条文、その趣旨、重要判例などの基本的事項をきちんと理解していることが必要である。この点、受験生にとっては、本短答問題の一部は一見条文や判例の知識だけを確認しているように感じられるかもしれない。しかし、本短答問題は、その条文や判例の背景にある刑事訴訟法の基本原理や法則さえしっかり理解していれば、いずれも解答が可能な問題で、単なる知識より基本原理等から法的論理的思考を行える能力をも問うているのである。

第5期

刑事訴訟法の各分野から10問出題した。問1は刑事訴訟法を貫く基本的な原理原則を、問2、3は刑事訴訟の登場人物を、問4～6は捜査段階で生起する問題を、問7～10は公判段階で生起する問題を、それぞれ問うものである。いずれも、学部の授業や教科書で取り上げられる基本的事項である。

刑事訴訟法の学習においては、細かな知識にとどまらず、真実発見と人権保障の調和という大きな原則を踏まえて、各規定や制度を理解することが重要である。新たな判例の出現にも関心をもつことも必要である。そのような学習を積み重ねてきたものであれば、正しく解答できる問題である。